2017年3月8日 復興特別委員会 やまべひろし質疑

日本共産党熊本市議団の山部洋史です。

今回は、現在の被災者支援の現状について、また避難所運営マニュアルについて、お尋ねします。

被災者支援については、この間、支援の拡充を求める様々な取り組みのなか、一歩一歩ではありますが、 その前進をみたものもあります。しかし、中身をよく見てみれば、支援を受けられる人が限定されているな ど、改善や上乗せ支援が必要なものがいまだ多くあるのも事実です。

市長は、発災当初、今回の熊本地震は、これまで日本が経験した事のない未曾有の大地震だと、いう主旨の発言をくりかえされていました。そうした、いわば規格外の震災であったにもかかわらず、一方で、こと、被災者の支援については、昨日の上野議員の質問にもありましたが、たとえば一部損壊世帯への支援も修理費100万円未満の世帯への支給ははたされず、また原資についても義援金からの支給で終了と、被災者ひとり一人の生活再建を成すうえでは、まだまだ取り組みが不十分だと思います。

今定例会の提案理由説明では、「来るべき新年度は、…『復興元年』と位置づけ、被災された皆様が一日も早く生活を再建できるよう、復旧・復興の取組みを加速していく必要がある」とされています。しかし、そうであるならば、支援がゆき届かない人たちや、住まいや生活の再建について、いまだ塗炭の苦しみのなかにいる人たちへと、しっかりとまなざしを向け、独自の支援に足を踏み出すことが大事ではないでしょうか。

さて、そうした思いで今回の資料に目を通していますと、ひとつ気になる点がありました。それは、被災住宅の応急修理の状況についてです。

この制度は、半壊または大規模半壊の世帯に対して、被災した住宅の「日常生活に必要不可欠な最低限度の部分」について、申込者が選んだ業者へ、業者の見積書をもとに市が依頼、限度額57万6千円で、「応急的に修理」するものです。

それが発災から10か月がたった2月15日現在で、受付件数15,978件のうち、修理が完了している世帯が7,032件と、半数にもいたっていない状況です。

この制度は応急修理に限っておりますので、工期について、長短はあるものの、それほど長期にわたるものがあるとも思えません。受付が済んでいるにも関わらず、修理が完了していないのはなぜでしょうか。工事に着手できていないものも、あるのでしょうか。ましてや半壊以上の被害を受けた家で、「日常生活に必要不可欠な最低限度の部分」の「応急修理」すら、できずに、どのように暮らしておられるのだろうと、誰しもが思うところです。

そこで、お尋ねします。

修理の受付に対して、修理完了が半分も済んでいないことについて、その原因や現状について、把握さ

れていますか。また、申請者へはどのようなフォローをされていますか。担当局長におたずねします。

(答弁)

- 1 平成29年2月15日現在で、受付件数15,978件に対して、完了件数は7,03 2件ではあるが、工事中の件数を加えると、10,985件で、未発注が4,993件の状況。
- 2 その差(かい離)の原因把握のため、2月より電話による調査を実施し、現時点で確認のとれた 954件のうち、業者が決まっている方666件、業者が決まっていない方179件で、応急修理を やめる方109件となっている状況。
- 3 現在も電話による調査は引き続き行っており、確認の取れない方へは、書面による調査も考えている。

資料には示してありませんでしたが、2月15日時点、現在工事に取り掛かっているものを加えると、10,985件の進捗状況とのことでした。いっぽう4,993件が業者からの見積書がない等の理由で、市のほうで、いまだ発注できていないとのことでした。

未発注分については、先月から個別の電話連絡で、その理由を調査されているとのことですが、現時点で確認が取れたものが954件、いまだ4,000件近くが確認を取れていないことになります。調査を始めてまだ日が浅い、ということもありますが、発災から一年近く、修理の意向がありながら、いまだに工事に着手することができていない方がこれだけいるということは、住宅再建の初歩の初歩である、応急修理ひとつとってみても、震災は現在進行形であり、支援の手がまだまだ行き届かない、困難な現状をあらわしているといえます。

くわえて、気になったのが、自力で業者を見つけることができない方が、市がつかんでいるだけで、179件おられることです。

市では、自力で業者を見つけられない人への対策として、市のホームページから、対応できる業者のリストを閲覧できるようにしてあり、そこで業者を選定してもらう対応を取っています。しかし、市のホームページから業者のリストまでは、6回ものリンクを飛ばなければたどり着くことができず、周知の仕方としては余りにも不親切ではないかと思います。そもそも、市のホームページから、業者のリストを閲覧できることすら、どのように周知されているのか疑問です。

そこでお尋ねします。

インターネットを駆使できる人であれば、自力で業者をみつけることは可能だと思います。ネット環境にない高齢者などには、紙ベースのリストの配布等の対応をとること、また、何といっても現実に業者をみつけることができずにおられる人たちです。面談等の個別の相談にのる事こそが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、一番問題なのは、現在確認が取れない人はもとより、修理の意向がありながら見積書がまだ用意できない人、自力で業者を見つけることができない人など、このままでは、期限の4月13日までに正式な申し込みができない人が出てくることです。理由が明らかな人に対しては、期限を切らず最後の一人まで、柔軟に対応することが求められます。

こうした、いまだ正式な申し込みができずにいる人たちに対して、申し込みの期限及び、現在は未定としている工事完了期限も含めて、期限を延長することを求めますが、いかがでしょうか。 以上、担当局長におたずねします。

(答弁)

- 1 応急修理を申し込まれた方で、特に自力で業者を見つけられない高齢者への対応ということですが、 議員のご指摘を踏まえ、ホームページについては、利用しやすい環境へ改善をはかり、窓口に来られた方 や電話での聞き取りの際にも丁寧な説明を行うなど、被災された方々が一日も早い生活再建ができる よう努めてまいります。
- 2 次に、応急修理の期限については、災害救助法では完了期限を決めることとなっていますが、工事業者が著しく不足している状況もあり、申込期限を、平成29年4月13日までとする特別基準で対応しているところで、今後、完了期限について県と協議する中で、柔軟な対応を検討してまいります。

申し込み期限は、既に特別基準で対応中である、工事の完了期限については県と協議の上、柔軟に対応するとのことでした。

先ほども申しましたが、この応急修理は、住宅再建の初歩であるはずです。その応急修理ですら、発 災から1年近くになる現在でも、新規の申し込みが絶えない状況です。

申込期限は既に特別基準で対応中、などと言うのではなく、工事完了も含めて、期限を切らず最後の一人まで、柔軟に対応するよう県に強く要望していただきたいと思います。

次に、避難所運営マニュアルについてお尋ねします。

熊本地震では、避難所運営や環境整備について、発災期を過ぎたのちも長らく混乱する状態が続きま した。

国・内閣府は過去の震災の経験、教訓をもとに発災翌日の4月15日、いちはやく「避難所の生活環境の整備等について」という通知をだしました。

避難所の設置に際して、設備・備品等の整備、避難者のプライバシー確保、入浴・洗濯の機会の確保や、食品の供与についてはメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保など、具体的に例をあげてその整備を促していました。

しかし、残念ながら発災一か月後にいたっても、こと食事については、その改善がはかられず、5月20日に異例の二度目の通知が出されるにいたりました。

これは、避難所の運営において、その根本に国が示す基準で運営する視点が欠けていたからではないでしょうか。発災当初の混乱期において、国の通知通りに運営しようと思っても、設備、備品、人員が足りずそれどころではなかったという意見も、もちろんあったと思います。しかし、だからこそ、国の通知はその運営について、一方的に被災自治体に課すのではなく、国としても十分支援することも含めて通知していたのです。

現在策定中の避難所開設・運営マニュアルでは、昨年の地震の経験や教訓を踏まえて、様々な角度からの改善、見直しに取り組まれていると思いますが、実際の運営にあたっては、その時々の災害時に国から出される通知を基準に則して運営することを、明記されるべきではないでしょうか。 担当局長におたずねします。

(答弁)

避難所開設・運営マニュアルについては、学識経験者からなる熊本地震検証・熊本市域防災計画改定委員会において、男女共同参画や福祉の的視点、避難所環境面も含め、多方面からご議論いただいている。

また、女性のプライバシーの確保や授乳や乳幼児スペースの確保を行うことを盛り込むなど、地域防災計画はもとより避難所運営マニュアルの見直しを行っている。

熊本地震発災後に出された内閣府の通知については、冷暖房機器の設置や食生活の改善等といった 避難所における良好な生活環境の確保に留意するとともに男女共同参画の視点に配慮した避難所づ くりに取り組むこととしており、避難所開設・運営マニュアルに盛り込むこととしている。 国の通知で指摘された点は項目として、マニュアルに盛り込むこととしているとのおこたえでした。

もちろん、事前にマニュアルに、通知の項目を盛り込んでいただくのは大事ですが、災害発生時に国から 通知が出た際、そこに示された基準に則して避難所の環境整備、運営を進めるということを明記し、避難所に携わる職員の共通の認識としておくことこそが大事だと思います。

国の通知は、過去の災害の経験や教訓を加味し、その時々の災害においてその時点での必要最低限なことが盛り込んであるものです。実際、東日本大震災時の通知と比べても、熊本地震で出された通知では、例えば、「避難所内で特に配慮を要する人」として「女性や外国人」が追加されており、また必要な設備として、「簡易ベッド」が追加されていました。

また、災害救助法の実費弁償の基準、いわゆる一般基準で、対応できない場合には特別基準を設定できる、としたことも、熊本地震で新たに追加された項目です。

実際に経験したことですが、私が避難所で職員に国の通知を示したところ、その職員から「ここまで整備してしまうと、避難所がまるで自分の家みたいになってしまう」といわれたことがありました。言外に「避難所に居座られては困る」と示唆しているようでした。

いっぽうで、その避難所のなかをのぞいてみれば、年配の女性が固いパイプ椅子の上でひたすらじっとしておられました。理由を聞くと膝が悪いので、床やマットの上に直接座れない、寝るとき以外はこうして一日パイプ椅子に座っているというのです。それで職員に「この通知にあるように、すぐにあの女性に、簡易ベッドを手配してほしい」と訴えましたら、その職員は「ですから、転倒などの事故が起こらないように、パイプ椅子はガムテープで、床にしっかりと固定してあります」とにべもなく返答されたのです。

国の示す基準で運営されることがしっかりと位置づけられていれば、「国のいうことも分かるけど…」などと言いながら、対応を後回しにすることもなかったのではと思います。

こうした経緯や、避難所の環境整備・運営に国の通知が活かされなかった教訓をふまえて、改めてお尋ねします。

避難所の整備・運営について、国の通知が出た際は、通知の基準にのっとって運営することをあらかじめマニュアルに明記し、職員の共通認識としてしっかりと位置づけておくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

大西市長におたずねします。

(答弁)

内閣府をはじめとした国からの通知は、その時々の災害において、その発災の時期や規模、範囲、背景など、様々な要因によって、現行の取扱いでは対応できないもの、あるいは、拡充が必要なものになどについて、必要に応じて発出されてきたものと認識。

今回の熊本地震の対応においても、国から出された通知については、災害対策本部会議で情報を共

有するとともに、適切な対応を講じるよう指示してきたところ。

今後、新たな国からの通知が出された場合には、その状況を踏まえ、職員への周知徹底を図るとともに、 適切に対応してまいる。

今後、あらたな国からの通知が出された場合には、その状況を踏まえ、職員への周知徹底を図るとともに、 適切に対応してまいる、とのお答えでした。その、「職員への周知徹底」と「適切な対応」に問題があった のが今回の避難所問題であったはずです。

今回の震災では、支援制度の枠から外れる人への支援については、市のほうでも相当苦慮されたと思います。しかしいっぽうで、この避難所の環境整備の問題や、たとえば、生活保護世帯の住宅扶助の特別基準、生活必需品支給の遅れの問題などは、逆に国の側から、もっと柔軟に対応するよう指導がでていました。にもかかわらず市の頑なな態度については、支援制度を被災者目線ではなく、行政の都合で運用しているように思えてなりません。

こんごの被災者支援は、例えば仮設住宅での「孤立化・孤独死」の問題など、経験したことのない未知数の課題がおこってくるでしょう。

市に対しては、これまで以上に被災者の実態に寄りそった支援をおこなっていただくことを強く要望いたしまして、私の質疑といたします。